

大阪市地方独立行政法人天王寺動物園評価委員会運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、大阪市地方独立行政法人天王寺動物園評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第2条 委員長が必要と認めるときは、委員会の会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会の委員は、委員長の承認を得て、ウェブ会議の方法で委員会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって委員会の会議に出席したものとみなすものとする。

(会議の公開)

第3条 委員会の会議は、公開するものとする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、非公開とすることができる。

2 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、前条第1項の規定によりウェブ会議の方法により行う会議の公開は、指定した場所においてインターネットを通じて会議を視聴することを認めることにより行う。

(公開の方法)

第4条 委員会の公開は、会議の傍聴を認めることにより行い、会議を円滑に運営するため傍聴要領を別に定める。

(会議録等)

第5条 委員会の議事要旨及び委員会で使用した資料は、公開するものとする。

2 前項に定める委員会で使用した資料のうち、委員会において非公開とすることが適当であると認めたものは、非公開とすることができる。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めのない事項については、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月15日から施行する。